

休業したとき

○ 公立学校共済組合

給付班(短期給付)

022-211-3676

○ 互助会

総務事業班

022-211-3678

1 病気・傷病により病気休暇・無給休職になったとき

給付の種類	対象者	担当	提出書類	添付書類
傷病手当金	組	共済	・傷病手当金・傷病手当金附加金請求書★	・医師の証明(請求書に項目欄あり) ・休職の辞令の写し ・年金証書又は年金額改定通知書の写し(年金受給者のみ) ・報酬支給額証明書★ ・給料明細書の写し
	※再度傷病のため、傷病手当金を請求する場合は、既支給の傷病手当金に係る傷病と「同一の傷病」か否かを判断し、支給の可否を決定しますので、請求前に給付班あて連絡願います。 「同一の傷病」とは、一回の病気又は負傷であって治癒するまでをいい、傷病名が異なっても相互に因果関係のある傷病であれば同一の傷病となります。 同一の傷病についての障害厚生年金、又は老齢厚生年金(以下「年金」)が支給されるときは、傷病手当金との調整を行います。 傷病手当金が先行して支給されている場合は、傷病手当金の過払い金をお返しいただく必要があります。 障害厚生年金等を受けている方や、請求中又は請求する予定の方は、傷病手当金の請求時に給付班あて連絡願います。			
療養補給金	会	互助会	・療養補給金請求書	・休職の辞令の写し

※ 組合員期間中に初診日のある病気・ケガの場合、要件を満たすと障害厚生年金が支給されます。

障害厚生年金については、症状や程度によって事例が異なりますので、給付班(長期)にお問い合わせください。

2 要介護家族の介護をするため休業したとき

給付の種類	対象者	担当	提出書類	添付書類
介護休業手当金	組	共済	・介護休業手当金請求書★	・戸籍謄本(原本)※初回のみ ・住民票(原本)※初回のみ (下記(8)～(11)の家族を介護するとき) ・介護休暇申請書(決裁済)の写し(承認取消申請書の写し)又は介護休暇承認通知書の写し ・出勤簿の写し ・報酬支給額証明書★ ・初回請求月の前月の給料明細書の写し ・請求月の給料明細書の写し
	要介護家族 ※(8)～(11)は、組合員と同居が要件です。 (1)配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) (2)父母 (3)子 (4)配偶者の父母 (5)祖父母 (6)兄弟姉妹 (7)孫 (8)父母の配偶者 (9)配偶者の父母の配偶者 (10)子の配偶者 (11)配偶者の子			
介護休暇補給金	会	互助会	・介護休暇補給金請求書★	・介護休業申請書(決裁済)又は介護休暇承認通知書の写し ・休職の辞令の写し ・出勤簿の写し

※ 組合員で雇用保険に加入されている方は共済組合から支給されませんが、公共職業安定所(ハローワーク)から支給されない場合は、給付班にお問い合わせください。

3 欠勤により給料が支給されないとき

給付の種類	対象者	担当	提出書類	添付書類
休業手当金	組	共済	・休業手当金請求書★	・戸籍謄本(原本) ・欠勤申請書の写し(承認取消申請書の写し)又は承認通知書の写し ・出勤簿の写し ・報酬支給額証明書★ ・初回請求月の前月の給料明細書の写し ・請求月の給料明細書の写し
	欠勤事由 (1)被扶養者の病気又はけがのため欠勤したとき → 欠勤した全期間 (2)被扶養者ではない、配偶者又は一親等の親族(子の配偶者を除く。)の病気又はけがのため欠勤したとき → 14日 (3)組合員の配偶者の出産 → 出産の日を含む14日 (4)組合員又は被扶養者の不慮の災害 → 災害発生の日を含む5日 (5)組合員の婚姻又は被扶養者等の婚姻・葬祭 → 結婚の日を含む7日 (6)通信教育の面接授業 → 通信教育の面接授業に要する期間			